

恵庭市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月26日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第31号

恵庭市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵庭市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第10条（略） （罰則） 第11条 市は、世帯主が法第9条第1項又は第9項の規定により 届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。	第1条～第10条（略） （罰則） 第11条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした 場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。
第12条～第14条（略）	第12条～第14条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。